

請願 第9号

受付 令和2年 8月24日

付託 令和2年 9月 1日

国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進へ  
意見書提出を求める請願

紹介議員 細谷典男 小池悦子

・請願趣旨

新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業や学校再開への移行段階で「3密」を避けるためにクラスの2分の1程度で授業ができる分散登校や時差登校が行われました。20人程度で授業を受けた子ども達からは「いつもより勉強がよくわかった」「手を上げやすかった」などの声が聞こえ、教職員からは「ゆとりをもって子ども達一人ひとりと丁寧にかかわることができた」、保護者からは「感染から子どもを守るには20人くらいがいい」などの肯定的な声が上がりました。少人数で授業を受けられるようにすることが感染拡大を防ぐとともに、豊かな学びを実現することにつながることを実感されました。

感染拡大防止対策として、教室の「密」を避けるためには、現行の40人学級では子ども達のいのちと健康を守ることができません。教室に「社会的距離」を確保するには、20人程度で授業できることが必要です。そのために教職員を増やすことが不可欠です。

さらに教職員も、40人学級で感染防止対策をしながら、授業時間確保に追われている学校現場の状況があります。「子どもも教職員もくたくた」「消毒作業など過重な労働」「感染拡大を招いてはならないという精神的な負担」など悲痛な声が上がっています。

コロナ禍の中で「20人学級」を展望した少人数学級の前進は、圧倒的多数の保護者と教職員、地域住民の強い願いです。それに応えて自治体独自の少人数学級は今年度も着実に前進しています。しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっているという厳しい現実があります。教育の機会均等を保障するために、地方に負担を押し付けることなく、国が責任を持って少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことを求め、地方自治法124条の規定により請願します。

・請願事項

1. 子ども達のいのちと健康を守り、成長と発達を保障するため、緊急に20人程度で授業ができるようにすること。そのために教職員増と教室確保を国の責任で行うこと。
2. 「20人学級」を展望し、少人数学級を実現すること。そのために国は、標準法を改正し、教職員定数改善計画を立てること。

以上の趣旨により、上記について地方自治法99条の規定による意見書提出をしてください。  
令和2年 8月24日

請願者代表

住所 取手市井野 3364

氏名 新日本婦人の会取手支部

代表 山口 ひろ子 ほか1人

取手市議会議長 齋藤 久代 様